

鳥取県公報

平成14年12月25日(水) 号外第178号

毎週火・金曜日発行

目 次

規程 雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程の 一部を改正する規程 (5) (")4 病院局管理 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(11)(総務課)6 規程 雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程の

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山

鳥取県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号 (以下「移動条項等」という。) に 対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。) が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しな い場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存 在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」 という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。 以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応 する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

	改正後		改正前			
(定義)			(定義)			
第2条	この企業管理規程において、	次の各号に掲げ	第2条	この企業管理規程において、	次の各号に掲げ	

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

- (1) 一般職員 企業局企業職員のうち、次号及び 第3号の職員並びに企業局企業職員のうち給料表 の適用を受けない者で賃金等で雇用されるものを 除くすべての者
- (2) 企業局特定任期付職員 企業局企業職員のう ち、任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年 鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」とい う。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採 用された者

(3) 略

(給料表)

第3条 略

- 2 企業局特定任期付職員の給料表については、任期 付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員 (以下「特定任期付職員」という。) の例による。
- 3 略
- 4 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 略

(企業局特定任期付職員の号給の決定の基準)

第5条の2 企業局特定任期付職員の号給の決定の基 準については、特定任期付職員の例による。

(調整手当)

第5条の3 略

(住居手当の適用除外職員等)

第5条の4 条例第4条の3第1号の企業管理規程で│第5条の3 条例第4条の3第1号の企業管理規程で 定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)~(4) 略

- 3 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める住 3 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める住 び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定す る職員宿舎とする。
- 4 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職 4 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職 員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定す る満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

(1) 一般職員 企業局企業職員のうち、次号の職 員及び企業局企業職員のうち給料表の適用を受け ない者で賃金等で雇用されるものを除くすべての

(2) 略

(給料表)

第3条 略

- 2 略
- 3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 略

(調整手当)

第5条の2 略

(住居手当の適用除外職員等)

定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)~(4) 略

- 宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及 宅は、第5条の3第1項第1号に規定する公舎、同 項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3 号に規定する職員宿舎とする。
 - 員は、第5条の4に該当する職員で、同条に規定す る満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に

ある子が居住するための住宅として、同条に規定す る異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退 職手当法 (昭和28年法律第182号) 第2条に規定す る者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予 算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国 家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる 法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取 県条例第51号) 第9条第5項第2号に規定する地方 公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認め るものに使用される者であった者から引き続き条例 の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適 用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公 舎、住宅及び職員宿舎を除く。) 又はこれに準ずる ものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万 2.000円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当)

第5条の5 略

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 略

2 企業局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の 額は、特定任期付職員の例による。

3 略

(寒冷地手当)

第16条 略

(特定任期付職員業績手当)

第16条の2 企業局特定任期付職員に対する特定任期 付職員業績手当の支給は、特定任期付職員の例によ る。

(介護休暇)

第16条の3 略

ある子が居住するための住宅として、同条に規定す る異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退 職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定す る者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予 算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国 家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる 法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取 県条例第51号) 第9条第5項第2号に規定する地方 公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認め るものに使用される者であった者から引き続き条例 の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適 用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公 舎、住宅及び職員宿舎を除く。) 又はこれに準ずる ものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万 2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当)

第5条の4 略

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 略

2 略

(寒冷地手当)

第16条 略

(介護休暇)

第16条の2 略

(海外随伴休暇)

第16条の3 条例第17条第3項の企業管理規程で定め る休暇は、職員 (再任用職員を除く。) が、海外勤 務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しない ことが相当であると認められる場合における休暇と する。

第17条 削除

(海外随伴休暇)

第17条 条例第17条第3項の企業管理規程で定める休 暇は、職員(再任用職員を除く。)が、海外勤務を 命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないこと が相当であると認められる場合における休暇とする。

(給与の支給方法等)

第19条 この企業管理規程に定めるものを除くほか、 企業局企業職員の給与の額、支給方法その他給与の 支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員及び 特定任期付職員の例による。

(給与の支給方法等)

第19条 この企業管理規程に定めるものを除くほか、 企業局企業職員の給与の額、支給方法その他給与の 支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例 による。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山

鳥取県企業局管理規程第5号

雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

雇用機会創出等のための企業局企業職員の給与の特例に関する規程(平成14年鳥取県企業局管理規程第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正 後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日まで | 第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日まで の間(以下「特例期間」という。)における企業局 企業職員の給与に関する規程 (昭和41年鳥取県企業 管理規程第2号。以下「給与規程」という。) の適 用を受ける企業局企業職員(企業局企業職員のうち、 任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県 条例第67号。以下「任期付職員条例」という。) 第 2条第1項の規定により任期を定めて採用された職 員 (以下「企業局特定任期付職員」という。) を除 く。以下「職員」という。) の給料月額は、給与規

(給料月額の特例)

の間(以下「特例期間」という。)における企業局 企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業 管理規程第2号。以下「給与規程」という。) の適 用を受ける企業局企業職員(以下「職員」という。) の給料月額は、給与規程第3条第1項の規定により その例によることとされる職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」と いう。) 第3条第1項、給与規程第3条第2項の規 定によりその例によることとされる現業職員の給与

程第3条第1項の規定によりその例によることとさ れる職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条例 第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項、 給与規程第3条第3項の規定によりその例によるこ ととされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年 鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。) 第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定により その例によることとされる給与条例第4条第11項、 給与規程第5条第2項の規定によりその例によるこ ととされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5 項並びに給与規程第19条の規定によりその例による こととされる給与条例第4条第5項及び第4条の2 の規定にかかわらず、これらの規定により定められ た額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得 た額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1)~(3) 略

2 略

(調整手当等の額の特例)

第4条 略

(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)

- 第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給 料月額は、給与規程第3条第2項及び第19条の規定 によりその例によることとされる任期付職員条例第 4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これら の規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて 得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第 1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、こ れらの規定に定める額とする。
- 2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任 期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の2の規 定によりその例によることとされる任期付職員条例 第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額 から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額 とする。
- 3 特例期間における企業局特定任期付職員の調整手 当及び期末手当の額については、給与規程第19条の 規定にかかわらず、特例条例第8条の2第3項及び 第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第4条

に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号。以下 「現業給与規則」という。) 第2条第1項、給与規程 第5条第1項の規定によりその例によることとされ る給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の 規定によりその例によることとされる現業給与規則 第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第19条 の規定によりその例によることとされる給与条例第 4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、こ れらの規定により定められた額 (以下「給料基礎額」 という。) から当該額に次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」 という。) を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端 数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた 額とする。

(1)~(3) 略

2 略

(調整手当等の額の特例)

第4条 略

第1項に規定する特定任期付職員の例による。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第11号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第7号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項等並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この企業管理規程において、次の各号に掲げ	第2条 この企業管理規程において現業職員とは、職
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ	員のうち、地方公務員法 (昭和25年法律第261号)
<u>による</u> 。	第57条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。
(1) 病院局特定任期付職員 職員のうち、任期付	
職員の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例	
第67号。以下「任期付職員条例」という。) 第2	

条第1項の規定により任期を定めて採用された者 (2) 現業職員 職員のうち、地方公務員法 (昭和 25年法律第261号) 第57条に規定する単純な労務

に雇用される者

(給料表)

りとする。

利	重類	適用範囲
略		
医療	略	
職給	医療職	局長 (看護局長に限る。)、技幹
料表	給料表	(看護師、准看護師又は助産師の
(別	(3)	職務を行う者に限る。)、副看護局
表第		長、看護師長、看護師、准看護師
2)		及び助産師
特定任	E期付職	病院局特定任期付職員
員給料表 (別		
表第2	2の2)	
略		

- ものをいう。第4条第1項において同じ。)の職務 は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第により分類するものとする。 4から別表第6までの級別職務分類表により分類す るものとする。
- 3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 第6条 職員 (職員のうち、病院局特定任期付職員、 現業職員及び給料表の適用を受けない者で賃金等で 任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員 の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。 以下「給与条例」という。) の適用を受ける者の例 による。
- 2 略

(病院局特定任期付職員の号給の決定の基準)

第6条の2 病院局特定任期付職員の号給の決定の基 準については、任期付職員条例第4条第1項に規定 する特定任期付職員 (以下「特定任期付職員」とい う。) の例による。

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお りとする。

種類		適用範囲
略		
医療	略	
職給	医療職	局長 (看護局長に限る。)、技幹
料表	給料表	(看護師、准看護師又は助産師の
(別	(3)	職務を行う者に限る。)、副看護局
表第		長、看護師長、看護師、准看護師
2)		及び助産師
略		

- 2 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員以外の 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基 づき、別表第4から別表第6までの級別職務分類表
 - 3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 第6条 職員 (職員のうち、現業職員及び給料表の適 用を受けない者で賃金等で雇用されるものを除くす 雇用されるものを除くすべてのものをいう。)の初 | べてのものをいう。)の初任給、昇格、昇給等に関 する基準については、職員の給与に関する条例(昭 和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」と いう。)の適用を受ける者の例による。
 - 2 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

- 2 略
- 3 病院局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の 額は、次に掲げる当該職員が受ける別表第2の2の 特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、 それぞれに定める額とする。
 - (1) 6号給及び7号給並びに第25条の規定により その例によることとされる任期付職員条例第4条 第3項の規定による給料月額 1万2,000円
 - (2) 5号給 1万円
 - (3) 2号給から4号給まで 8,000円
 - (4) 1号給 6,000円

4 略

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 略

(特定任期付職員業績手当)

第21条の2 病院局特定任期付職員に対する特定任期 付職員業績手当の支給は、特定任期付職員の例によ る。

(給与の支給方法等)

第25条 この企業管理規程に定めるものを除くほか、│第25条 この企業管理規程に定めるものを除くほか、 職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し ては、給与条例の適用を受ける者及び特定任期付職 ては、給与条例の適用を受ける者の例による。 員の例による。

別表第2略

別表第2の2 特定任期付職員給料表 (第3条関係)

号給	給料月額
1	409,000円
2	462,000円
3	520,000円
4	592,000円
5	676,000円
6	790,000円
7	923,000円

別表第8 (第5条関係)

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 略

3 略

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 略

(給与の支給方法等)

職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関し

別表第2略

別表第8 (第5条関係)

ア 医療職給料表(2)

職務	の級	調整基本額				
1	級	6,200円				
2	級	<u>8,100円</u> 。	ただし、	2 号給	7,983円	
3	級	9,700円。	ただし、	1号給	9,319円	
				2 号給	9,648円	
4	級	10,300円				
5	級	11,300円				
6	級	12,100円				
7	級	13,200円				

イ 現業職給料表(1)

		7712(1)		
職務の	の級		調整基	本 額
1	級	10,300円。	ただし、	1 号給から11号
				給まで 5,200円
				12号給から15号
				給まで 6,600円
				16号給から20号
				給まで 8,600円
				21号給から25号
				給まで
				9,900円
2	級	11,000円。	ただし、	1号給から6号
				給まで
				9,900円
				7 号給から10号
				給まで
				10,300円
3	級	11,400円。	ただし、	1号給から6号
				給まで
				10,300円
				7 号給から17号
				給まで
				11,000円
4	級	12,000円。	ただし、	1号給から9号
				給まで
				11,400円

ウ 現業職給料表(2)

職務の級			調整基本額
1	級	第1類	5,200円
		第2類	6,600円
		第3類	8,600円

ア 医療職給料表(2)

職務	の級	調整基本額
1	級	6,300円
2	級	8,200円。ただし、2号給 8,118円
3	級	9,900円。ただし、1号給 9,499円
		2 号給 9,832円
4	級	10,600円
5	級	11,500円
6	級	12,400円
7	級	13,500円

イ 現業職給料表(1)

70 X 440MA	,,,,		
職務の級		調整基	本 額
1 級	10,500円。	ただし、	1 号給から11号
			給まで 5,200円
			12号給から15号
			給まで 6,700円
			16号給から20号
			給まで 8,700円
			21号給から25号
			給まで
			10,100円
2 級	11,200円。	ただし、	1号給から6号
			給まで
			10,100円
			7号給から10号
			給まで
			10,500円
3 級	11,600円。	ただし、	1号給から6号
			給まで
			10,500円
			7 号給から17号
			給まで
			11,200円
4 級	12,200円。	ただし、	1号給から9号
			給まで
			11,600円

ウ 現業職給料表(2)

職務の級			調整基本額
1	級	第1類	5,200円
		第2類	6,700円
		第3類	8,700円

10	平成14年	=12月25日	水曜日	鳥取	見 県	公 報		(号外)第178号	
I									1
** 2	& 9 mis	a 左 応 口 人 光 :	- ウルトにほ	I -1- -2 +11 111	- ÷::-	\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· T - + 2		
			職員の給与に関			次のように改	はよりる。		
	別表第1カ	^ら別表第3	までを次のよう	に改める	•				

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の	職務の級	1級	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級	8 級	9級	10級	11級
区分	号給	給料月額	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	Р
	1	-	-	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,00
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,40
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,80
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,30
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,40
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,50
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,50
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,50
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,50
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,50
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,70
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,90
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,8
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,9
5任用職員 1	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,6
メタス と	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
パルの職員	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,5

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	田	円	円
	1	-	299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
再任用職員	11	367,400	443,000	485,500	541,800
以外の職員	12	380,000	452,200	495,900	550,800
以小の職員	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任用職員		297,700	350,300	402,300	470,900

イ 医療職給料表(2)

職員の	職務の級	1級	2級	3 級	4級	5 級	6 級	7級
区分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
再任用職員	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
以外の職員	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
タカツ 戦兵	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

ウ 医療職給料表(3)

職員の	職務の級	1級	2 級	3級	4級	5 級	6級	7級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月客
		円	円	円	円	円	円	F
	1	-	-	222,700	245,900	277,400	314,200	347,20
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,90
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,60
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,30
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,00
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,10
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,30
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,70
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,90
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,50
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,90
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,10
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,00
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,80
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,60
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,60
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,40
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,60
再任用職員	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,50
以外の職員	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
7/7/ 07/4/95	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	F.
1	121,200	220,600	265,200	317,300
2	124,900	228,700	273,800	327,300
3	128,700	237,200	282,500	337,300
4	132,500	246,200	291,200	347,100
5	135,100	255,300	299,700	356,700
6	139,500	263,800	308,200	366,000
7	144,000	282,500	314,400	375,10
8	149,200	291,200	323,800	383,90
9	155,000	299,700	333,200	392,40
10	161,000	308,200	342,500	399,70
11	167,300	314,400	351,900	409,10
12	178,400	323,800	361,200	417,90
13	185,600	333,200	370,200	425,80
14	191,600	342,500	379,000	431,70
15	197,000	351,900	386,600	437,40
16	207,500	361,200	392,200	441,20
17	215,400	370,200	397,200	445,00
18	223,300	379,000	405,000	448,90
19	231,200	386,600	409,800	452,50
20	238,700	392,200	414,000	456,20
21	255,300	397,200	417,600	
22	263,800	400,700	421,300	
23	272,300	404,200	424,800	
24	280,700	407,600	428,300	
25	288,900	411,100	431,900	
26	299,700	414,500		
27	308,200	417,900		
28	316,600	421,400		
29	324,700			
30	332,200			
31	339,700			
32	346,900			
33	352,500			
34	357,300			
35	361,300			
36	364,600			
37	367,500			
38	370,400			
39 40	372,900 375,500			
	375,500			
41	378,000			
42	380,600			
43	383,200			
44	385,900			

イ 現業職給料表(2)

職務の級		給	料月額	
明が近りが又	第1類		第2類	第3類
1 級	150,800円		188,600円	217,400円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程 (平成7年鳥取県病院局管理 規程第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する 同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場 合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削 り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1~8 略	1~8 略
	_(職員の給料の調整額に関する経過措置)
	9 現に受ける職務の級及び号給(平成8年1月1日
	における当該職務の級の最高の号給の号数を超える
	号数の号給を除く。以下この項において同じ。) の
	給料月額 (以下この項において「現に受ける給料月
	額」という。) (現に受ける給料月額が現に受ける職
	務の級及び号給の平成8年1月1日において適用さ
	れる給料月額 (以下「基準日の対応給料月額」とい
	う。) を超えている場合は、現に受ける給料月額と
	基準日の対応給料月額との差額の2分の1を現に受
	ける給料月額から減じた額)及び改正後の規程第5
	条第2項の規定により算出した額の合計額 (以下
	「改正後の仮定給料の月額」という。) が、基準日の
	対応給料月額及び基準日の対応給料月額を算出の基
	礎として改正前の規程第5条第2項を適用したとき
	に得られる額の合計額 (以下「改正前の仮定給料の
	月額」という。) に達しない職員の給料の調整額は、
	改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、同
	項の規定により算出した額に改正前の仮定給料の月
	額と改正後の仮定給料の月額との差額を加えた額と
	<u>する。</u>
	10 現に受ける職務の級の号給が平成8年1月1日に
	おける当該職務の級の最高の号給の号数を超える号
	数の号給である職員及び現に受ける給料月額が職務
	の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額であ

る職員の給料の調整額に関する経過措置は、管理者 が定める。

(職員の給料の調整額に関する経過措置)

9 平成15年1月1日 (以下「新基準日」という。)の 前日において給料の調整を行う職を占める職員のう ち、同日に受ける給料月額 (新基準日以後に管理者 の定める異動をした職員にあっては、管理者の定め る給料月額。以下この項において「基礎給料月額」 という。) 及び基礎給料月額に基づき新基準日の前 日における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規 程等の一部を改正する規程 (平成14年鳥取県病院局 管理規程第11号。以下「平成14年改正規程」という。) による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関す る規程(以下「平成14年改正前の規程」という。) 第5条第2項の規定により算出した額の合計額から 基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及 び号給の平成8年1月1日において適用される給料 月額 (新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平 成8年1月1日における当該職務の級の最高の号給 の号数を超える号数である職員及び新基準日の前日 に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月 額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後 に管理者の定める異動をした職員にあっては、管理 者の定める給料月額。以下この項において「旧基準 日の対応給料月額」という。) との差額の2分の1 を減じた額 (以下この項において「改正後の仮定給 料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額 及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこ の規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与 に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第 5条第2項の規定の例により得られる額の合計額 (以下この項において「改正前の仮定給料の月額」 という。) に達しない職員の給料の調整額は、平成 14年改正規程による改正後の鳥取県病院局企業職員 の給与に関する規程 (以下「平成14年改正後の規程」 という。) 第5条第2項の規定にかかわらず、平成 18年3月31日までの間において引き続き当該職又は 当該職と平成14年改正後の規程別表第7の調整数欄 に掲げる調整数 (以下「調整数」という。) が同一 である職を占める間、同項の規定により算出した額 に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の 月額との差額に附則別表の左欄に掲げる期間の区分 に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額 (そ の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

- 10 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。
- 11 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占め ることとなった職員 (新基準日以後に新たに職員と なった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を 新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみ なした場合に、新たに職員となった日 (管理者の定 める職員にあっては、管理者の定める日。以下この 項において同じ。) に受ける職務の級及び号給の新 基準日の前日において適用される給料月額 (新たに 職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高 の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び 新たに職員となった日後に管理者の定める異動をし た職員にあっては、管理者の定める給料月額。以下 この項において「みなし基礎給料月額」という。) 及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日に おける平成14年改正前の規程第5条第2項の規定に より算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と 新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給の 平成8年1月1日において適用される給料月額(新 たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成 8年1月1日における当該職務の級の最高の号給の 号数を超える号数の号給である職員及び新たに職員 となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号 給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新 たに職員となった日後に管理者の定める異動をした 職員にあっては、管理者の定める給料月額。以下こ の項において「旧基準日の対応給料月額」という。) との差額の2分の1を減じた額(以下この項におい て「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基 準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を 算出の基礎として改正前の規程第5条第2項の規定 の例により得られる額の合計額 (以下この項におい て「改正前の仮定給料の月額」という。) に達しな い職員の給料の調整額は、平成14年改正後の規程第 5条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日 までの間において引き続き当該職又は当該職と調整 数が同一である職を占める間、同項の規定により算

出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮 定給料の月額との差額に附則別表の左欄に掲げる期 間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得 た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

12 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占 める職員であった者で新基準日以後に調整数が異な る職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料 の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職 を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異 動したものの給料の調整額については、これらの異 動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこ れらの職員に係る調整数とみなして、附則第9項 (新基準日以後に新たに職員となった者にあっては、 前項)の規定を準用する。

(その他)

13 略

(その他)

11 略

附則別表

平成15年1月1日から同年3月31日	100分の100
まで	
平成15年4月1日から平成16年3月	100分の75
31日まで	
平成16年4月1日から平成17年3月	100分の50
31日まで	
平成17年4月1日から平成18年3月	100分の25
31日まで	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成15年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月 額を受けていた職員の切替日における給料月額は、次の式により算定した額とし、これを受ける期間に通算さ れることとなる期間は、管理者が定める。

切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額× 切替日の前 その者の切

替日の前日における給料月額 - 切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額 + 切 日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

鳥取県病院局管理規程第12号

雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

雇用機会創出等のための病院局企業職員の給与の特例に関する規程(平成14年鳥取県病院局管理規程第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加条を除く。) を加える。

改正後

改正前

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日まで | 第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日まで の間(以下「特例期間」という。)における鳥取県 病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取 県病院局管理規程第7号。以下「給与規程」という。) の適用を受ける職員 (任期付職員の採用等に関する 条例 (平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職 員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期 を定めて採用された職員 (以下「病院局特定任期付 職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の 給料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給 与規程第6条第1項の規定によりその例によること とされる職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県 条例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条第 11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例に よることとされる現業職員の給与に関する規則(昭 和32年鳥取県規則第46号) 第3条の2第4項及び第 5項並びに給与規程第25条の規定によりその例によ ることとされる給与条例第4条第5項の規定にかか わらず、これらの規定により定められた額(以下 「給料基礎額」という。) から当該額に次の各号に掲 げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合 (以 下「特定割合」という。) を乗じて得た額 (当該額 に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て た額)を減じた額とする。

(1)~(3) 略

2 略

(給料月額の特例)

の間 (以下「特例期間」という。) における鳥取県 病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取 県病院局管理規程第7号。以下「給与規程」という。) の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給 料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与 規程第6条第1項の規定によりその例によることと される職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条 例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条第11 項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によ ることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和 32年鳥取県規則第46号) 第3条の2第4項及び第5 項並びに給与規程第25条の規定によりその例による こととされる給与条例第4条第5項の規定にかかわ らず、これらの規定により定められた額 (以下「給 料基礎額」という。) から当該額に次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下 「特定割合」という。) を乗じて得た額 (当該額に1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

(1)~(3) 略

2 略

(調整手当等の額の特例)

第5条 略

(病院局特定任期付職員の給与の額の特例)

- 第6条 特例期間における病院局特定任期付職員の給 料月額は、給与規程第3条第1項及び給与規程第25 条の規定によりその例によることとされる任期付職 員条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの 規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得 た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1 号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これ らの規定に定める額とする。
- 2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任 期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規 定によりその例によることとされる任期付職員条例 第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額 から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額 とする。
- 3 特例期間における病院局特定任期付職員の調整手 当及び期末手当の額は、給与規程第25条の規定にか かわらず、特例条例第8条の2第3項及び第4項の 規定の適用を受ける任期付職員条例第4条第1項に 規定する特定任期付職員の例による。

(調整手当等の額の特例) 第5条 略

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。